



親善交流都市・福島県会津若松市 「指導児講習会」の受入を実施しました。



8月16日に親善交流都市である福島県会津若松市の小学生19名と引率11名が来町しました。

今回は、会津若松市子ども会育成会連絡協議会の主催（共催：会津若松市教育委員会）により毎年実施している地域のジュニアリーダーを育成する事業の一環として来訪され、ゆかりの地の見学や町内子ども達との交流事業を行いました。

当日は、余市に入植した旧会津藩士の墓や、同会津藩士が栽培に成功したリンゴ「緋の衣」の原木の見学を行った後、中央公民館での交流事業に参加し、余市町地域子ども育成連絡協議会の呼びかけで集まった小学生22名と、記念品の交換やクイズ形式の講話を聞き、民芸品の「起き上がり小法師」の色付け体験を行うなど、交流を深めるとともに、両市町のつながりについて楽しみながら学びました。

福島県会津若松市とは、本町への入植や国内初となるりんごの栽培に成功するなどの歴史的な深い繋がりがから、平成27年10月14日に親善交流都市を締結しており、今後も教育・文化・産業・観光などの各分野にわたり、より一層の友好関係を深めていきます。

8月16日（水）【指導児講習会の様子】



▲ 交流事業の様子



▲ ゆかりの場所見学の様子



▲ 宇宙記念館見学の様子

問合せ 企画政策課 ☎ 21-2117

▲▽ 国民年金のお知らせ ▲▽

保険料の追納制度と後納制度について

■ 追納制度とは？

国民年金保険料の納付免除や納付猶予等の期間が10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができる制度です。老齢基礎年金の受取額を増やしたい方はご利用ください。

■ 後納制度とは？（平成30年9月までの特例措置）

納付免除や納付猶予等の期間以外で、未納となっている国民年金保険料がある場合、その保険料を5年以内であれば、さかのぼって納めることができる制度です。

保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金の受給資格が得られない可能性があるほか、障害や死亡など不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。

※平成26年度以前の保険料を追納または後納する場合、経過した期間に応じて加算額が上乘せされます。

また、納付の際はより古いものから納めることとなります。

※上記の各制度を利用するには、いずれも申込みが必要です。詳しくは、下記までお問合せください。

問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570-011-050

小樽年金事務所 国民年金課 ☎ 0134-23-4236